

別府市立図書館における掲示物等取扱基準を次のように定める。

令和8年5月20日

別府市教育委員会

別府市立図書館における掲示物等取扱基準

1 趣旨

本基準は、生涯学習及び地域コミュニティを推進する情報を提供するため、別府市立図書館（以下「図書館」という。）の館内に掲示し、又は設置するポスター、チラシ等（以下「掲示物等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 掲示又は設置ができるもの

図書館に掲示し、又は設置する掲示物等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市政情報に関する掲示物等であって、次のアからイまでのいずれかに該当するもの。
 - ア 別府市（教育委員会その他の行政委員会等を含む。以下同じ。）が実施する事業に関するもの
 - イ 別府市が共催又は後援する事業に関するもの
- (2) 各行政機関の事業又は各行政機関から依頼のある事業に関するもの
- (3) 別府市から委託を受けて実施する事業に関するもの
- (4) 地域活動、文化活動等を行う団体その他の団体の開催する行事等で公共性又は公益性が高いと認められるものの案内等に関するもの
- (5) その他公共性及び公益性の観点から館長が必要と認めたもの。

3 掲示又は設置ができないもの

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する掲示物等は掲示し、又は設置することができない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教活動を目的とするもの
- (3) 政治的中立性を損なうおそれがあるもの
- (4) 特定の主義主張を普及・宣伝しようとするもの
- (5) 公の秩序又は公序良俗に反するおそれがあるもの
- (6) 特定の個人、団体、行政機関等を誹謗中傷し、又は攻撃的な内容を含む

もの

(7) 特定の団体の活動実績の宣伝、会員の募集、寄附の勧誘等を目的とするもの

(8) 発行主体及び問い合わせ先が明記されていないもの

(9) その他館長が不適当と認めるもの

4 掲示又は設置ができる期間

図書館に掲示又は設置ができる期間は、原則として1か月以内に館長が定める期間とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

5 掲示又は設置ができる枚数

掲示し、又は設置することができる掲示物等は、ポスター等の掲示するものは1枚まで、チラシ等設置するものは50枚までとする。

6 その他

(1) 掲示物等の掲示又は設置を希望する者は、現物を添えて図書館に申出を行うものとする。その際、申出者の氏名、団体名及び連絡先を明示しなければならない。

(2) 掲示又は設置のスペースに限りがあるため、市政情報等公共性が高いものを優先する。

(3) イベント等については、市内での開催で、周知時期が適切なものを優先する。

(4) 掲示又は設置ができないと判断した場合でも、図書館から個別の連絡は行わず、預かった掲示物等は返却しない。

附 則

この基準は、令和8年5月20日から適用する。